

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争公告に付します。

平成27年3月16日

全国健康保険協会広島支部
支 部 長 向 井 一 誠

1. 調達内容

(1) 調達件名

機密文書廃棄処理業務委託

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成28年3月31日までの間。

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 見積競争方法

1kg当たりの税抜き単価(搬送経費等を含む、処分に係る全ての経費)を記入すること。決定に当たっては、見積書に記載された単価金額で決定するものとし、見積書記載金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(税抜額)を見積書に記載すること。

2. 見積競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条に該当しないものであること。

(2) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」においてA、B、Cのいずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有するものであること。

(3) プライバシーマークまたはJISQ27001又はISO/IEC27001のいずれかの個人情報の保護に関する認証を取得している者であること。

(4) 厚生年金保険及び全国健康保険協会管掌保険又は健康保険組合管掌の適用事業所においては、保険料の未納がない者。また、厚生年金等の適用を受けない個人事業所においては、国民年金の保険料に未納がない者。

(5) 自社内に破碎処理若しくは溶解処理設備を有する者。(最終的には溶解処理とする)

(6) 完全密閉型の機密扱い文書収集運搬車両を保有している者であること。

(7) 行政機関等で、同様の委託業務を受託した実績のある者で受託期間中に契約違反等を発

生させたことのない者。(別紙様式1に記入)

- (8) 経営の状況又は信用度が極限に悪化していないと認められる者であること。
- (9) 官公庁から業務に関し指名停止を受けている期間でないこと。
- (10) 仕様書別紙に示す競争参加資格確認書類を提出し、参加資格を有することが確認された者であること。
- (11) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 仕様書等の交付場所、見積書の提出場所及び問い合わせ先

〒732 - 8512 広島県広島市東区光町1 - 10 - 19

全国健康保険協会広島支部

企画総務グループ 担当:山崎 電話 082 - 568 - 1014

- (2) 見積書および競争参加資格書類の提出期限

期限 平成27年3月26日(木) 午前11時00分

その他

- (1) 見積書には事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会広島支部企画総務グループ宛提出すること。(見積書は任意の様式で可)
記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (3) 契約業者決定の連絡については、決定業者のみ電話にて連絡することとする。
- (4) 見積及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) 競争参加資格の確認のための書類は、別紙1によることとし、見積書とともに提出すること。
- (6) 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 一旦受領した書類は返却しない。
- (8) 見積の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、見積者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他条件に違反した見積書は無効とする。
- (9) 契約保証金
免除
- (10) 契約書作成の要否
要
- (11) 契約対象者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会広島支部長が判断した資料を添付して見積書を提出した者であって、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約対象者とする。なお、同価格の見積書を提出した者が複数いる場合は、当支部が指定する日時場所においてくじ引きにより契約対象者を決定する。ただし、見積者がくじを引けない場合

は、本公告業務に関係のない支部職員がこれに代わってくじを引き、契約対象者を決定する。

全国健康保険協会会計細則

(競争に参加させることができない者)

第25条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

(競争に参加させないことができる者)

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。